

令和3年5月定例
四万十町教育委員会
会議資料

日 時：令和3年5月12日（水）午後3時00分

場 所：四万十町役場本庁東庁舎 3階 委員会室

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 教育長あいさつ
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 議 題
 - ① 承認第1号 専決処分の承認について（図書館協議会委員の委嘱）
 - ② 議案第1号 四万十町教育委員会の権限に属する事務の事務委任及び補助執行に関する規則の改正について
 - ③ 議案第2号 就学援助認定申請の取り扱いについて
- 5 協議事項
 - ① 四万十町立小中学校適正配置計画について
- 6 報告事項
 - ① 四万十町少年補導センター少年補導員について
 - ② 高知県生徒指導上の諸課題・児童虐待に関する調査（四万十町）について
 - ③ 5月連休明けの児童・生徒の出席状況について
- 7 その他
 - ① 教育委員会関係職員名簿・事務分担表について

教 育 長	山脇 光章
委 員	横山 順一、 坂本 維子、 佐々倉 愛、 岡 澄子
事 務 局	浜田 章克、 林 瑞穂、 岡 英祐、 東 孝典

承認第1号

専決処分の承認について

図書館協議会委員の任命（変更）について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき別紙のとおり専決したので、同規則第4条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和3年5月12日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

専 決 書

四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき下記のとおり専決する。

令和3年4月1日

四万十町教育長 山脇 光章

記

四万十町立図書館設置条例（平成18年条例第175号）第7条第2項の規定に基づく図書館協議会委員について、次のとおり変更し任命する。

変更前

任期：令和2年4月1日 ～ 令和4年3月31日

選出基準	委員氏名	備考
学校教育及び社会 教育の関係者	岡田 実智男	十川小学校長 (四万十町小中学校図書主任会長)

変更後

任期：令和3年4月1日 ～ 令和4年3月31日

選出基準	委員氏名	備考
学校教育及び社会 教育の関係者	久保田 徳雄	仁井田小学校長 (四万十町小中学校図書主任会長)

変更理由：四万十町小学校校長会から学校教育の関係者として推薦があったため、

参 考

四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則

(平成18年教育委員会規則第4号) 抜粋

(委任)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第25条第1項の規定に基づき、四万十町教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、次に定める事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任するものとする。

- (1) 教育行政の基本方針に関すること。
- (2) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- (3) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- (4) 教育委員会の所管に属する学校その他教育機関の設置及び廃止に関すること。
- (5) 教育委員会及び教育委員会の所管する学校その他の教育機関の職員の任免その他人事に関すること。
- (6) 法第26条の規定による点検及び評価に関すること。
- (7) 法第29条に規定する意見の申出に関すること。
- (8) 幼稚園、小学校及び中学校の通学区域の設定又は変更に関すること。
- (9) 教科書の採択に関すること。
- (10) 教育委員会附属機関の委員の任免等に関すること。
- (11) 重要事項の告示、指令、通知、申請及び報告等に関すること。
- (12) 教職員の組織する職員団体及びその他の諸団体との重要な交渉に関すること。
- (13) 文化財の町指定に関すること。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に重要と認める事項。

第3条 教育長は、緊急の場合には、第1条各号に規定する事務を専決することができる。

(委員会への報告)

第4条 教育長は、次に掲げる事項について、次の教育委員会の会議にこれを報告し、承認を求めなければならない。

- (1) 第1条の規定により教育長に委任した事務で重要なものに関すること。
- (2) 前条の規定により教育長が専決した事務に関すること。

参 考

四万十町立図書館設置条例（平成 18 年条例第 175 号） 抜粋

（図書館協議会）

第 7 条 法第 14 条第 1 項の規定に基づき、図書館に、図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、委員会が任命する。

- （1）学校教育及び社会教育の関係者
- （2）家庭教育の向上に資する活動を行う者
- （3）学識経験のある者

3 委員の定数は、5 人以内とする。

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

6 会長は会務を総理し、副会長は会長を補佐するとともに会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 委員が職務を行うために要する費用弁償については、別に定める。

四万十町図書館協議会委員

任期：令和 2 年 4 月 1 日 ～ 令和 4 年 3 月 3 1 日

職名	氏名	住所	備考
委員	武内 文治	四万十町●●●●●●	
委員	金子 仁	四万十町●●●●●●	
委員	竹村 君子	四万十町●●●●●●	
委員	刈谷 明子	四万十町●●●●●●	
委員	久保田 徳雄	四万十町仁井田 1 9 2 0 番地 (仁井田小学校)	令和 3 年 4 月 1 日 ～

議案第 1 号

四万十町教育委員会の権限に属する事務の事務委任及び補助執行に関する規則の改正について

四万十町教育委員会の権限に属する事務の事務委任及び補助執行に関する規則を下記のように改正することについて、委員会の意見を求める。

令和 3 年 5 月 1 2 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

四万十町教育委員会の権限に属する事務の事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

四万十町教育委員会の権限に属する事務の事務委任及び補助執行に関する規則（平成 26 年四万十町教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「平成 18 年教育委員会規則第 6 号」を「令和 2 年教育委員会規則第 1 号」に改める。

別表第 2 に次のように加える。

教育委員会組織規則第 4 条に規定する生涯学習課の分掌事務のうち町立図書館の設置及び管理運営に関する事並びに町立美術館の設置及び管理運営に関する事（新たに整備する施設における町立図書館及び町立美術館としての機能に関する事に限る。）	企画課文化的施設整備推進室の職員
---	------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

四万十町教育委員会の権限に属する事務の事務委任及び
補助執行に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
委任する事務	執行職員	委任する事務	執行職員
四万十町教育委員会事務局の組織に関する規則（ <u>令和2年教育委員会規則第1号</u> 。以下「教育委員会組織規則」という。）第3条及び第4条に規定する学校教育課の分掌事務及び生涯学習課の分掌事務に係る地域事務並びに施設及び財産管理に関すること（第3条に規定する補助執行させる事務を除く。）	大正地域振興局長 大正地域振興局の職員 十和地域振興局長 十和地域振興局の職員	四万十町教育委員会事務局の組織に関する規則（ <u>平成18年教育委員会規則第6号</u> 。以下「教育委員会組織規則」という。）第3条及び第4条に規定する学校教育課の分掌事務及び生涯学習課の分掌事務に係る地域事務並びに施設及び財産管理に関すること（第3条に規定する補助執行させる事務を除く。）	大正地域振興局長 大正地域振興局の職員 十和地域振興局長 十和地域振興局の職員
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	
補助執行させる事務	執行職員	補助執行させる事務	執行職員
教育委員会組織規則第3条に規定する学校教育課の分掌事務のうち幼稚園に関すること並びに組織規則第4条に規定する生涯学習課の分掌事務のうち講座の開設、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催及びこれらの奨励に関すること及び文化財の調査、保存及び活用に関することに係る地域事務並びに施設及び財産管理に関すること	大正地域振興局長 大正地域振興局の職員 十和地域振興局長 十和地域振興局の職員	教育委員会組織規則第3条に規定する学校教育課の分掌事務のうち幼稚園に関すること並びに組織規則第4条に規定する生涯学習課の分掌事務のうち講座の開設、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催及びこれらの奨励に関すること及び文化財の調査、保存及び活用に関することに係る地域事務並びに施設及び財産管理に関すること	大正地域振興局長 大正地域振興局の職員 十和地域振興局長 十和地域振興局の職員
教育委員会組織規則第4条に規定する生涯学習課の分掌事務のうち町立図書館の設置及び管理運営に関すること並びに町立美術館の設置及び管理運営に関すること（新たに整備する施設における町立図書館及び町立美術館としての機能に関することに限る。）	企画課文化的施設整備推進室の職員		

参 考

四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱 抜粋

平成18年教育長告示第3号

(目的)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条及び学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条の規定に基づき、経済的な理由により就学困難な児童又は生徒の保護者に対し、就学に必要な経費（以下「援助費」という。）を支給することにより、義務教育の円滑な実施を図ることを目的とする。

(受給資格)

第2条 援助費の支給を受けることができる者は、国公立の小学校又は中学校に就学する児童又は生徒（就学を予定する児童又は生徒を含む。以下これらの者を「児童等」という。）の保護者又は保護者に代わる者（以下これらの者を「保護者等」という。）であって、町内に住所を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助を受けている者（以下「要保護者」という。）

(2) 次のいずれかに該当する者（以下「準要保護者」という。）

ア 当該年度又は前年度において生活保護法に定める教育扶助の廃止又は停止の措置を受けた者

イ 当該年度又は前年度において地方税法（昭和25年法律第226号）に定める次のいずれかの措置を受けた者

(ア) 同法第295条第1項の規定による市町村民税の非課税

(イ) 同法第323条の規定による町民税の減免

(ウ) 同法第72条の62の規定による個人の事業税の減免

(エ) 同法第367条の規定による固定資産税の減免

ウ 当該年度又は前年度において国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条及び第90条の規定による国民年金の保険料の減免措置を受けた者

エ 当該年度又は前年度において国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条の規定による保険料の減免又は徴収猶予の措置を受けた者

オ 当該年度又は前年度において児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条の規定による児童扶養手当の支給を受けた者

カ 生活福祉資金貸付制度による貸付けを受けた者

キ 世帯全員の所得（当該年度又は前年度に納付すべき都道府県民税及び市町村民税の課税の基礎となった所得をいう。）の合計額を需要額（特別支援教育就学奨励費の算定に用いる需要額をいう。）で除した数が1.3以下の者

ク その他就学援助を必要とする者で、教育委員会が当該学校長及び民生委員の意見を聴いて認める者

- 2 第5条の規定による受給資格の認定後、保護者等が本町から転出した場合であっても、引き続き当該児童等が四万十町立小学校又は中学校に就学しているときは、保護者等が転出した年度内に限り、援助費の支給を受けることができる。ただし、転出先の市町村と重複しての受給はできないものとする。

（援助費）

第3条 援助費の費目及び支給額は、教育長が別に定める。

（申請）

第4条 援助費の支給を受けようとする保護者等は、毎年度、就学援助費申請書に必要事項を記入し、当該児童等が就学する学校長（未就学の児童等にあつては、就学予定の学校長）を経由して教育長に提出し、援助費の受給資格の認定（以下単に「認定」という。）を受けなければならない。

- 2 前項の申請書には、児童等と生計を一にする世帯全員の前年の所得額が確認できる資料その他認定に必要な書類を添付しなければならない。

（認定）

第5条 教育長は、前条の申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査その他必要に応じた調査により認定を行い、その結果を当該学校長に通知する。

- 2 前項の通知を受けた学校長は、すみやかに保護者等に通知するものとする。
- 3 第1項の認定を行う日は、当該年度の4月1日（年度途中の申請にあつては、原則として申請書を受理した月の初日）とする。ただし、本町に転入し、かつ、四万十町立小学校又は中学校に転入学した者の保護者等の申請については、転入学した日に認定を行うもの

とする。

- 4 前項の規定にかかわらず、就学予定の児童等に係る認定は、就学前の3月1日に行うことができる。

